

. • ° ° • *.* • ° ° • *.*.* • ° ° • *.* • ° ° • *.* • ° ° • ° ° • *.* •

認定NPO法人大阪精神医療人権センター／個人情報保護にかんする研修（2023.9.7）

研修内容チェック「解説編」

. • ° ° • *.* • ° ° • *.*.* • ° ° • *.* • ° ° • *.* • ° ° • *.* • ° ° • ° ° • *.* •

1. 相談者の、生年月日は、個人情報にはあたらない。

×

個人情報保護法2条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人識別符号が含まれるもの

2. 個人情報は、必ず、本人から入手しなければならない。病院職員から患者さんの個人情報が伝えられた際には、記録してはならない。

×

法20条1項 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⇒個人情報は本人から入手しなくても良い。ただし、要配慮情報は予め本人同意の上で入手しなければならない。2項1～3号の場合には、同意なく入手出来る。

設問の場合、患者さんの状態や緊急性等によっては、入手することは問題ない。

本人から直接取得することを個人情報保護法は原則としていませんが、要配慮個人情報は本人からの直接収集を原則としています（法20条2項）。要配慮個人情報は病歴や障害などが該当し、センターの活動の性質から扱う個人情報の多くが要配慮個人情報になります。本人から直接個人情報を取得することを基本とする必要があります。

ただし、要配慮個人情報であっても、センターの活動との関係では次の場合は本人同意なしに取得できます（法20条2項各号）。

- 人の生命・身体・財産の保護のために必要で、かつ本人同意を取得することが困難な場合
- 公衆衛生の向上や児童の健全育成の推進のために特に必要で、かつ本人同意を取得することが困難な場合

- 行政機関等からの委託を受けて事務を行う場合で、本人同意を取得する
とその事務の遂行が困難になる場合

病院職員から患者さんの個人情報を伝えられた場合は、センターの活動範囲の情報であれば、記録することは問題ありません。そもそも病院職員から聞く情報は、患者さんの生命・身体の保護のために必要な情報で、かつセンターとして患者さん本人に直接アクセスすることが難しい場合であると思われます。そのため、病院職員からの提供という時点で病歴（少なくとも精神科病棟に入院しているなどの情報を含む）に関する情報なので要配慮個人情報ではありますが、本人同意なく取得することが本人の権利利益の擁護に不可欠と解することが適当です。

個人情報はセンターとして管理する情報になりますので、受け付けた情報を適切な方法で記録する必要があります。また、活動者が個人として聞いた場合も、センターの活動の一環であれば、センターとしてその情報を受け付けて対応する必要があります。記録されなければ適切に対応ができませんので、必要な情報は記録するようにしてください。

なお、要配慮個人情報でない個人情報の場合も、個人情報の本人に利用目的を通知・公表して分かるようにすることが求められています。そのため、可能な限り本人から直接取得することが望ましいです。

3. 入院中の人に面会に行くと、「退院したい」と言っていた。ひまわりの電話番号を伝えたが、ご本人は連絡することは悩んでいる様子。

今後、ひまわりに相談に入るかもしれない、あらかじめ、ご本人の個人情報をひまわりに伝えておくべきである。

×

法27条1項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

ただし、緊急時等はOK

「ひまわり」はセンターから見ると第三者に該当します。そのため、センターの活動として取得した個人情報を、本人同意なく提供することは原則としてできません。本人同意がなくても第三者提供が可能な場合がありますが、この例の場合は相談が入るかもしれないという可能性でしかなく、該当しません。善意の気持ちはわかりますが、法律との関係では不適法な個人情報の第三者提供となり、一般的には情報漏えいと判断されることもあります。

なお、個人情報を第三者提供にする場合、提供を受ける側にはどのように取得された個人情報であるかという経緯を確認する必要が生じます。不適法に取得された個人情報の場合、提供を受ける側が個人情報を受け取るとそれ自体が問題になることがあります。自分の善意が相手の迷惑になってしまう可能性もあるので、注意が必要です。

4. 病院職員から「患者さんが人権侵害されているのを見た」という相談が入った。

被害防止のために、行政・マスコミ・弁護士会に伝えたいと思った。

そこで、相談者である職員の個人情報を、

- ・名前をイニシャルに変換して、
 - ・年齢は〇年代にして、
 - ・性別や職歴や病院名は公開して、
- であれば、行政・マスコミ・弁護士会に伝えてOK。

×

法2条1項1号「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とあり、総合したら誰か分かる場合も含まれる。

相談者である病院職員の情報は、センターの活動として取得している個人情報になります。相手に誰かが分からないように加工をしたとしても、センター内部ではほかの情報を照合すると誰かが分かる情報になるため、センターとして管理が必要な個人情報に該当します（法2条1項1号）。本人が行政・マスコミ・弁護士会等の特定の第三者に情報提供することに同意していない限り、個人の判断で提供をすることはできません。

気を付けてほしいのは、行政・マスコミ・弁護士会等に伝えた場合、特に病院名を伝えた場合はその情報をもとに個人が特定されれば、取材や事情聴取されることになりますし、情報をもとに病院側が事情を聴かれた場合は、内部で相談者探しaghはじまる可能性があります。また、「公表」した場合は、その情報は病院側もアクセスができますし、さまざまな形で相談者を特定しようとするなどをセンターとしては止めることができなくなります。虐待や人権侵害の相談・通報があった場合は、相談・通報を受ける側が相談者に関する秘密を保護し守らないと、センターが安全な相談先とはみなされなくなり、必要な情報が提供されなくなることにもつながります。個人情報保護の観点からだけでなく、相談者の保護という観点を持つことも重要です。

そのため、どことどのように情報を共有する必要があるのかは案件の緊急度や内容に応じて判断する必要があるので、どのように対応するのかは個人判断ではなくセンターとして対応することになります。

5. 相談者からの個人情報は、今後、いろんなことに利用するかもしれない、個人情報をお聞きする際に、利用目的をお伝えしない方が良い。

×

法17条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

法18条1項 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

法21条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報の利用目的は、本人から直接書面で取得する場合はその時に明らかにする必要があります。本人から直接書面で取得していない場合も、利用目的を公表するか通知する

かいすれかを行い、本人が分かるようにしておく必要があります。

例外的に以下の場合は、利用目的を本人に明らかにしなくてよいとされていますが、極めて例外的なものです。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することが、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国や地方公共団体の事務を遂行することに協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

センターの活動で該当する可能性があるのは①くらいですが、これも本人に知らせることで本人や第三者の権利利益の侵害になる場合という例外的な状況です。また、④は例えば宅配便の伝票は配送のために必要な個人情報というように、誰が見ても同じように理解し社会的にも共通した理解であるような場合ですので、センターの相談活動の一環だから明らか、という程度だとこの条件を満たしていることにはなりません。

6. 個別訪問（面会）に際して、事務局から、ご本人に関する情報を受け取った。自宅のパソコンのデスクトップに保存してもよい。

×

法23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

法24条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報はセンターとして適切な管理を行うことが求められますので、自宅のパソコンのデスクトップで保存することは基本的には×です。決められた保存場所で必要な情報の確認をしてください。なお、一時的にデスクトップに保存する必要がある場合は、事務局にまず相談してください。

7. 同居する家族も一緒に自宅パソコンを使っている。人権センターの情報もこのパソコンで見ている。家族とは、「このフォルダは開かないで」ときちんと約束していれば、OK。

×

6と同様

センターの活動に関する個人情報は、センターが用意しているシステムで記録、保存、管理します。これらのシステムはネットワーク上にあるためインターネットのブラウザ（Edge、Google Chrome、Bing、Firefoxなど）からアクセスすることになります。また、センターから受け取った情報や活動に関して作成した記録などを、自宅のパソコン

に保存するときは、専用のフォルダを作成して保存している場合もあると思います。

パソコンを家族と共にすることは問題ありませんが、パソコンを起動した後にログインするアカウントを共用していると、自分が見られる情報は家族も見ることが可能な状態になることがあります。フォルダはパスワードをかけるなどして自分しか開けられないようにならなければ、約束として「このフォルダを開かないで」とお願いしてあるとしても、リスクが残っている状態になります。また、センターが用意したシステムにログインするときに、ID やパスワードがブラウザを保存し、入力しなくともログインができるように簡単に登録ができるようになっています。「アクセスしないで」と家族にお願いしてあっても、これもリスクが残っている状態になります。

この問題は家族を信用するか否かという問題ではなく、回避できるリスクはあらかじめ取り除くことが安全管理の基本であるので、回答がXとなっています。個々人が気を付けるから、システムなどを使って解消できるリスクを取り除き、皆が一定水準の安全管理対応ができている状態を作ることを考える必要があります。そのためにできることとして、パソコンを起動した後にログインするアカウントについて、自分専用のものを一つ作ってください。こうすることで、自分のアカウントでログインすると、このアカウントで作成したフォルダ、保存したデータ、ブラウザに記録した情報は、自分しかアクセスできないようになります。個々人が気を付ける範囲を増やすのではなく、システムなどを使ってあらかじめ取り除けるリスクは取り除くことが、安全管理の第一歩と考えてください。